

助成金等公募プログラムへの推薦状発行に関する規程

第1条（目的）

本規程は、本協会登録選手、指導者または加盟団体（以下「申請者」という）が、外部財団等の助成金・補助金等に応募する際、本協会が発行する推薦状等の取り扱いについて定め、その公正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条（推薦の条件）

推薦状の発行を受ける者は、以下の各号のすべてを満たしていなければならない。

- （1）本協会の登録会員であり、会費等の未納がないこと。
- （2）反社会的勢力との関わりがないこと。
- （3）過去および現在において、本協会および上位団体（JSPO、JOC、JSC等）から懲罰を受けていないこと、かつ、現在懲罰事案の調査対象となっていないこと。
- （4）アンチ・ドーピング規程に違反した経歴がないこと。
- （5）当該助成金の趣旨が、本協会の理念および活動方針に合致していること。

第3条（申請手続きと期限）

推薦状の発行を希望する者は、所定の「推薦状発行申請書」に以下の書類を添えて事務局に提出しなければならない。

- （1）助成金公募要領の写し
 - （2）助成金申請書類一式
- 2 申請は、発行希望日の14日前までに行わなければならない。期限を過ぎた申請については、原則として受け付けない。
- 3 事務局は、審査にあたり必要と認める場合、申請者に対し追加の資料提出または詳細な説明を求めることができる。

第4条（審査および決裁）

事務局は、申請内容が第2条に適合するかを書類審査する。

- 2 申請者が前条第3項による追加資料の提出に応じない場合、または提出された資料に不備がある場合は、事務局は審査を保留または却下することができる。これに起因する発行の遅延について、本協会は一切の責任を負わない。
- 3 推薦状発行の可否は、専務理事の決裁をもって決定する。ただし、異例の事案については理事会に諮る場合がある。
- 4 審査の結果、推薦を不相当と判断した場合は、事務局は速やかに申請者にその旨を通知する。

第5条（発行）

決裁後、事務局は速やかに推薦状を作成し、発行する。

- 2 推薦状は本協会所定の書式、または助成元指定の書式とする。

第6条（報告義務）

推薦を受けた者は、助成金の採否が決定した際、および助成期間終了後、速やかにその結果および活動状況を事務局に報告しなければならない。

<附則>

- 1 この規程は、令和8年3月10日に制定し、同日より施行する。